○○町内会自主防災会規約

（名称）

第１条　この会は、○○町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

1. 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

（１）平常時は会長宅とする。

（２）非常時は○○小学校とする。

（目的）

第３条　本会は、「自分達の地域は自分達で守る」という「自助」、「共助」を実現するために、消防法及び災害対策基本法並びに志木市地域防災計画に基づき、本会員による自主的な防災活動を行う。これにより、地震・風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及と啓発に関すること。

（２）災害等に対する災害予防に資するための、地域における災害危険の把握に関すること。

（３）災害等の発生時における情報の収集及び伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）防災資機材等の整備及び管理に関すること。

（６）他組織との連携に関すること。

（７）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本会は、○○町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　　　　　　　　　　１人　　町内会の会長とする。

（２）副会長　　　　　　　　　　　○人　　町内会の副会長とする。

（３）各担当リーダー　　　　　　　○人（安否班、情報班、生活班、設備班）

（４）班長　　　　　　　　　　　　○人　　町内会の班長とする。

（５）会計　　　　　　　　　　　　○人　　町内会の会計とする。

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３　班長は、自主防災会役員会の構成員となり、会務の運営にあたる他、班活動の指揮命令を行う。

４　監事は、会の会計を監査する。

（総会）

第８条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）予算及び決算に関すること。

（５）その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を本部役員会に委任する事ができる。

（自主防災会役員会）

第９条　自主防災会役員会（以下「役員会」という。）は、会長、副会長及び班長によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）総会に提出すべきこと。

（２）総会により委任されたこと。

（３）その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第10条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を以下のとおり作成する。

（１）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）災害危険の把握に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）地震等の発生時における情報の収集及び伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び組織との連携に関すること。

（６）その他必要な事項

（会費）

第11条　本会の会費は、総会の議決を経て町内会費より別に定める。

（経費）

第12条　本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第13条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（会計監査）

第14条　会計監査は、毎年１回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監事は、会計監査の結果を総会において報告しなければならない。

　　附則

この規約は、令和○年4月1日から施行する。